

江戸粋耕書堂運営業務委託仕様書

1 業務名

江戸粋耕書堂運営業務委託

2 業務目的

2025年放送の大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～」による関心の高まりや盛り上がりを一過性のものにしないためにも、期間限定で開設する文化発信拠点施設「江戸粋耕書堂」を運営し、「蔦屋重三郎ゆかりの地」をPRするとともに、区内回遊の促進を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

4 履行場所

台東区文化振興課（以下「文化振興課」という。）が指定する場所

5 江戸粋耕書堂の基本情報（予定）

（1）開館期間：令和8年10月16日（金）から令和8年12月6日（日）まで

（2）開館時間：午前11時から午後4時まで

（3）定休日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）

※その他の休館日については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

（4）場 所：吉原会館（台東区千束四丁目24番12号）

（5）計 画 図：別紙のとおり

（6）主な機能：①「蔦屋重三郎ゆかりの地」「江戸文化の中心地」の魅力発信

② 周辺案内及びお休み処

③ イベント実施による地域活性化

6 業務内容

（1）事業計画及び運営計画の策定

- ① 受託者は、本仕様書の内容を踏まえた事業計画及び運営計画を委託者と協議のうえ策定すること。
- ② 事業計画は令和8年9月上旬、運営計画は令和8年9月下旬までに提出し、委託者の承認を得ること。
- ③ 事業計画の策定時に、本業務目的を踏まえた展示及びイベントを提案し、委託者の承認を得たうえで決定すること。
- ④ 運営計画には、災害対応、混雑時の対応及び事件事故発生等の緊急時の対策を盛り込むものとし、計画の進捗について適切に委託者に報告すること。

(2) 管理業務

- ① 事業全体を統括する責任者を配置し、委託者との連絡調整及び本業務の遂行中は、緊急時の場合も含めて、諸事即応可能な体制を維持すること。
- ② 開館期間中は日常清掃を行い、常に衛生的かつ清潔な状態に保つこと。清掃は原則として開館時間外に行うこと。
- ③ 上記(1)事業計画及び運営計画に基づき、管理運営マニュアル、災害対応・避難誘導計画等必要な計画を作成すること。
- ④ 本業務の遂行上必要となる諸官庁への調整や申請・届出等について、全て受託者の責任において行うこと。
- ⑤ 開館日毎に日報(来館者数、来館者からの意見、事故・苦情の対応状況等)を作成し、翌開館日に委託者に提出すること。
- ⑥ 本業務の遂行にあたり、必要な保険に加入すること。また、スタッフを対象とし、必要な保険に加入すること。なお、加入する保険として、下記と同等程度のものとする。
 - ・ 火災保険(借家人賠償責任補償付、補償内容は施設管理者と応相談)
 - ・ 施設賠償責任保険(対人対物共通支払限度額 1名1億円/1事故1億円)
 - ・ 傷害保険(死亡・後遺症 300万円・入院保険日額 2,000円・通院保険日額 1,000円)
 - ・ その他本業務に必要な保険

(3) 運営業務

① 開館準備

- ア スタッフが来館者に対して常に適当な接遇及び円滑な案内業務を行うことができるよう、教育及び指導を適宜実施すること。なお、スタッフの接遇及び案内誘導の水準を維持するため、定期的に研修を実施すること。また、研修にあたっては、蔦屋重三郎の功績や当地の歴史・文化等の知識の習得に努めること。
- イ 文化発信拠点としての機能を果たしたうえで、館内には来館につながる工夫を取り入れた展示や装飾を施すこと。
- ウ 展示及び運営に必要な什器等は受託者が用意すること。なお、一部の什器及び展示品(別紙参照)は委託者が用意するものとする。
- エ お休み処としての機能を果たせるよう、必要な休憩設備及び給水設備を備えること。

② 案内及び監視業務

- ア 運営計画に基づき、円滑に業務を行えるよう、適正にスタッフを配置すること。
- イ スタッフは蔦屋重三郎が江戸文化の発展に寄与した功績や当該地域の文化・歴史を説明できるよう努めるものとし、来館者を円滑に案内すること。
- ウ 来館者のおもてなし及び周辺観光案内を行うこと。
- エ 館内の展示品の監視及び保全を行うこと。展示品に修繕及び補修の必要性が生じた場合は、速やかに委託者に報告すること。
- オ 怪我人や傷病者が出た場合は必要な対応を行うこと。

カ 遺失物の対応等、必要な来館者対応を行うこと。

キ 不審者、不審物に対し警戒し、発見した場合は速やかに委託者に報告すること。

③ 展示

ア 「蔦屋重三郎」や「江戸」に関連のある展示を提案し、委託者と協議したうえで決定すること（展示スペースは別紙「計画図」参照）。

イ 館内には、委託者も小道具、パネル等を展示するため、それらを適切に管理し、来訪者へ説明・案内を行うこと。

ウ レイアウトは委託者と協議のうえ、来館者動線等を考慮したものとし、双方協議の上、適宜変更できるものとする。

④ イベント

ア 江戸粋耕書堂への誘客にとどまらず、区内回遊及び江戸文化への理解促進に効果的な企画を提案し、委託者との協議のうえ実施すること。

イ イベントを開催するうえで必要な会場借上げ、設営、運営など、開催にかかる一切の業務及び費用負担を行うこと。

ウ イベントは複数開催するものとし、うち1つは周辺地域と連携して実施すること。

エ イベントの会場は江戸粋耕書堂を中心とする周辺地域であること。

⑤ アンケート

ア 来館者を対象にアンケートを実施し、500件以上の回収を目標とすること。

イ アンケート内容は委託者と協議すること。

(4) プレスリリース

プレスリリース配信サービス「PR TIMES」における本事業の情報発信を1回以上行うこと。

7 成果物

・完了報告書

令和8年12月6日（日）の江戸粋耕書堂の閉館後、令和8年12月25日（金）までに受託者は委託者に対し、完了報告書を提出すること。

8 検査

履行後、「7 成果物」を提出し、委託者の承認をもって業務完了とする。

9 支払

検査終了後、受託者の請求によって一括で支払うものとする。

10 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、委託者及び受託者が協議のうえ変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

1 1 特記事項

- (1) 本業務にあたり、江戸粋耕書堂の外装及び内装について、来館者や利用者の安全性が保てないなど、工事の必要性が生じた場合は、速やかに委託者へ連絡すること。
- (2) 使用エリアは原則として別紙のとおりとする。なお、イベント等で吉原会館2階の使用を希望する場合は、事前に委託者の承認を得ること。
- (3) 閉館後、5日以内に原状復帰すること。
- (4) 土産品の販売、食事の提供は不可とする。
- (5) 業務上インターネット回線の設置が必要となった場合は、委託者と協議のうえ、受託者の負担で契約及び設置すること。また、その場合の通信費や原状復帰費用は受託者の負担とする。
- (6) 光熱水費は受託者の負担とする。なお、支払方法については委託者と協議の上、決定するものとする。
- (7) 本業務にあたり、第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (8) 受託者は本契約業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (9) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ区の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (11) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (12) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、区の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。
- (13) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により区に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
- (14) 本業務による著作権は、以下のとおりとする。
 - ① 本業務による成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物引き渡しの時点で委託者に移転することとする。
 - ② 受託者は、本業務の成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。
 - ③ 他社の著作権その他権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた仕様の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
 - ④ 作成物について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

- (15) 本業務の遂行にあたり発生する廃棄物等は、ごみの減量化・資源化に留意し、適正に分別、保管、収集、運搬、処分等を行うこと。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、地方公共団体の許可を受けた専門業者により業務を遂行すること。
- (16) 本業務に従事するスタッフについて、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）等の関係法令を遵守すること。
- (17) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
 - ③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (18) 障害者差別解消法の遵守について
本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。
- (19) 道路交通法等の遵守について
本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。
- (20) カラーユニバーサルデザインへの配慮について
本契約の履行に当たっては、台東区カラーユニバーサルデザインガイドラインを確認のうえ、より多くの人にとって利用しやすい配色を行うこと。また、文字についても、より多くの人にとって読みやすい大きさ及び書体(ユニバーサルデザインフォント等)を使用するよう努めること。

12 担当

台東区 文化産業観光部 文化振興課 連携担当
〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
TEL：03-5246-1153
FAX：03-5246-1515
MAIL：bunka-renkei.7v1@city.taito.tokyo.jp